

# 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘

## 介護福祉施設利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人目黒区社会福祉事業団が運営する目黒区立特別養護老人ホーム東が丘（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護福祉施設サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険に関する法令の趣旨に従って、介護福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間の満了の日までとします。
- 2 前項に規定する契約の期間の満了の日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約の終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合は、この契約を自動的に更新するものとします。

### 第3条（施設サービス計画の立案・変更）

事業者は、次に掲げる事項を介護支援専門員に行わせます。

- 1 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及びその家族の意向を踏まえたうえで、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容および提供するサービスの留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- 2 定期的、若しくは必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- 3 施設サービス計画の作成および変更に際しては、その内容を利用者およびその家族に説明し、文書により同意を得たうえで、当該施設サービス計画書を利用者に交付します。

### 第4条（介護福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し食事、介護サービスその他介護保険に関する法令に定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は、別紙重要事項説明書に記載のとおりです。事業者は、別紙重要事項説明書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。

### 第5条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 第6条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、介護福祉施設のサービス提供記録を作成し、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、午前9時から午後5時の間に、所定の手続きのうえ、施設内にて、自己に関して作成された前項に規定する記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、所定の手続きのうえ、自己に関して作成された第1項に規定する記録の複写物の交付を受けることができます。

#### 第7条（利用料等の支払い）

- 1 利用者は、サービスの対価として、別紙重要事項説明書に定める要介護度区分に応じた利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 利用者は、別紙料金表に定める自己負担費用および施設立替金を前記合計額と併せて支払います。
- 3 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の20日までに利用者へ送付します。
- 4 利用者は、支払方法に応じた期限までに当月の料金を支払います。ただし、支払方法によって特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 5 事業者は、介護保険制度の改正により、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

#### 第8条（契約の終了）

- 1 利用者は、契約期間の中途においても、事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者は利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - (1) 利用者のサービス利用料の支払が正当な理由なく遅延し、その支払の催告にもかかわらず催告書の納付期限（概ね14日以内）までに支払がない場合
  - (2) 利用者が病院または診療所に入院し、3か月以内に退院する見込みがないことが明らかなる場合または入院後3か経過しても退院しないことが明らかになった場合
  - (3) 利用者や家族が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
  - (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当、要支援と認定されたときは、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 4 利用者が次の事由に該当する場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
  - (2) 利用者が死亡した場合または被保険者資格を喪失した場合

#### 第9条（退所時の援助）

事業所は、この契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、

利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### 第10条（環境衛生の保持）

- 1 利用者は、施設内の清潔、整頓及びその他の環境衛生の保持について、自ら心がけるとともに、事業者に協力します。
- 2 事業者は、衛生知識の普及、伝達に努め、全館防虫消毒等の実施を行います。

#### 第11条（感染症等の対策）

事業者は、施設において、感染症または食中毒が発生した場合、まん延しないように、別紙重要事項説明書に定めるとおりの対応を行います。

#### 第12条（介護事故発生時の対応及び防止等）

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、別紙重要事項説明書に定める対応を行うとともに、その改善策を講じます。

#### 第13条（緊急時等における対応）

- 1 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、利用者があらかじめ届け出た連絡先に連絡するとともに、医師に連絡を取る、病院に通院する等必要な処置を行います。
- 2 事業者は、天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じます。

#### 第14条（身体拘束禁止の取り組み）

事業者は、サービス提供にあたり、利用者または他の入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

#### 第15条（虐待の防止）

職員は、利用者に対し、身体的苦痛を与え、人格を辱める等別紙重要事項説明書に定める虐待を行いません。

#### 第16条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1 事業者および従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に提供しません。この契約の終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ている内容、生命に危険があり、緊急やむを得ない場合、法令の定めがある場合は、第三者に対し利用者の個人情報を提供します。
- 3 その他個人情報保護の取り組みについては、別紙重要事項説明書に定めたとおりです。

#### 第17条（苦情・相談対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

## 第18条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

## 第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

## 第20条（定めのない事項）

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行し、この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって別途協議のうえ定めるものとします。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者双方が署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

<事業者> 住 所 東京都目黒区東が丘1丁目6番4号  
名 称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団  
目黒区立特別養護老人ホーム東が丘  
(東京都1371000280号)  
施設長 中 島 政 文 印

<利用者>  
住 所  
氏 名 印

<代理人>  
住 所  
氏 名 印  
(利用者との続柄： )